

泉南市人権保育・教育基本方針

令和5（2023）年6月

泉南市・泉南市教育委員会

目次

I	はじめに ～人権教育をとりまく動き～	1
II	人権保育・教育についての基本的な考え方	5
III	現状と課題	5
IV	基本理念（どのような市民に どのような子どもに）	6
V	基本的視点（取り組むに当たって大事にしたい視点）	6
VI	基本方向（取組をつくる）	7
	1 就学前保育・学校教育	
	（1）子どもをめぐる実態	7
	（2）どのような保育・教育をつくるのか	8
	（3）どのようにつくるのか	11
	2 社会教育	
	（1）どのような視点でつくるのか	13
	（2）どのようにつくるのか	14
	3 総合的推進	
	（1）実態把握	16
	（2）取組の点検と方針化	17
	（3）条件整備と内容創造への積極的支援	17

泉南市人権保育・教育基本方針

I はじめに ～人権教育をとりまく動き～

1 世界

国連では、昭和 23（1948）年の総会において「人権及び自由を尊重し確保するために、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準」として「世界人権宣言」を採択した。そして平成 6（1994）年の総会において、平成 7（1995）年から平成 16（2004）年までを「人権教育のための国連 10 年」とすることを決議し、その行動計画の中で人権教育を「知識と技術の伝達及び態度の形成を通じて、人権という普遍的な文化を構築するために行う研修、普及、および広報（情報提供）の努力」と定義している。

「人権教育のための国連 10 年」の取組を継承し、平成 17（2005）年から開始された「人権教育のための世界プログラム」は、第 1 フェーズ「初等中等教育における人権教育」、第 2 フェーズ「高等教育における人権教育」及び「教育者、公務員、法執行者や軍隊への人権教育プログラム」、第 3 フェーズ「第 1 及び第 2 フェーズの履行に係る努力の強化」と「メディア専門家及びジャーナリストへの人権研修の促進」と取組を進めた。令和 2（2020）年からは第 4 フェーズ「青少年のための人権教育」を重点対象とし、人権教育は、「青少年が自分たちの権利を行使し、他の人々の権利を尊重及び支持できるよう強化するための知識、スキル及び姿勢を育成するものとする」としている。

また、平成 23（2011）年には国連総会において「人権教育・人権研修に関する宣言」が採択された。人権教育には、規範や原則など人権を通じた教育、教育する側とされる側双方の権利を尊重する人権を通じた教育、人が自らの権利を行使し、他の人の権利を尊重するためのエンパワメントを含む人権のための教育が含まれるとしている。そこでは、人権教育・研修は、どの年齢にも関連する生涯にわたるプロセスであり、社会のあらゆるレベルに関係する都市、国家には人権教育と研修を促進し確保する一義的責任があり、適切な措置をとって実施していかなければならないとしている。

さらに、平成 27（2015）年の総会において「SDGs（持続可能な開発のための 2030 アジェンダ）」が採択され、令和 12（2030）年までに 17 の目標を達成し、「誰ひとり取り残さない」社会をつくることが掲げられている。

2 国内

我が国では、国連において採択された国際人権規約をはじめとする人権関係諸条約を締結し、その趣旨に基づいて国内法の整備などを進めるとともに、「日本国憲法」や「教育基本法」に基づき世界平和と人類の福祉の実現に向けた人権意識の高揚を図る取組を進めてきた。

人権教育については、「人権教育のための国連 10 年」が採択されたことを受け、平成 9（1997）年に「『人権教育のための国連 10 年』に関する国内行動計画」を策定した。また同年に「人権擁護施策推進法」が施行され、平成 11（1999）年に同法による人権擁護推進審議会からの答申が出されている。これら国連 10 年国内行動計画や人権擁護推進委員会の答申等を受けて、平成 12

(2000)年に「人権教育・啓発推進法」が施行され、同法に基づく「人権教育・啓発に関する基本計画」が平成14(2002)年に策定された。この基本計画に基づき、国は人権教育の指導方法等の在り方を中心に検討を行い、平成20(2008)年には「第三次とりまとめ」が文部科学省より出された。ここでは、人権教育の目標として、「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」ができるようになり、様々な場面等で具体的な態度や行動に現れるようにすることと明記されている。この目標を達成するために「知識的側面」「価値的・態度的側面」「技能的側面」の3側面を意識して取組を進めることを重視している。

その後も、平成28(2016)年に、人権に係る大きな3つの法律「障害者差別解消法」「ヘイトスピーチ解消法」「部落差別解消推進法」が施行されるなど、人権問題に関する法整備が進められるとともに、その中で、教育・啓発は重要な視点としておさえられている。

令和5(2023)年4月1日に施行された「こども基本法」では「日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担うすべてのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、社会全体としてこども施策に取り組むこと」が明記されている。

3 大阪府

大阪府では、令和元(2019)年10月に「大阪府人権尊重の社会づくり条例」の一部を改正し、府の責務に加えて、府民及び事業者の責務が追加された。これは、複雑多様化する人権課題に的確に対応し、国際都市にふさわしい環境整備を図り、全ての人の人権が尊重される社会を実現するためには、府民及び事業者の協力は欠かせないからである。同年に、性的志向及び性自認の多様性が尊重され、全ての人が自分らしく生きることができる社会の実現を目指して、「大阪府性的志向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例」が制定された。また、ヘイトスピーチをなくし、全ての人が互いの人種や民族のちがいを尊重し合って共生する社会を築くことを目指して、「大阪府人種又は民族を理由とする不当な差別的言動の解消の推進に関する条例」が制定された。また、令和4(2022)年4月に「大阪府インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例」が施行された。これは、インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害を防止し、府民の誰もが加害者にも被害者にもならないようにすることを旨として制定されたものである。

同年には「大阪府人権教育推進計画」が改定された。そこでは、「人権教育の推進」「人権教育に取り組む指導者の育成」「府民の主体的な人権教育に関する活動の促進」「人権教育に関する情報収集・提供機能の充実」の4点を施策の方向として示されている。改定の主なポイントとして「インターネット上において人権侵害事象が多くみられることを踏まえ、情報発信者のモラルや人権意識を高め、また、インターネットの利用者のメディア・リテラシーを育成する取組」「多様な文化や価値観を持つすべての人々が共生できる人権教育を推進するとして、ヘイトスピーチを許さない社会機運の醸成に加え、性の多様性の理解増進に資する教育・啓発の取組」「仲間はずしや言葉・暴力によるいじめについて、重大な人権問題であるとし、学校・家庭・地域等が協働して、いじめの未然防止に向けた取組」を進めることが明記されている。

4 泉南市

泉南市においては、平成7(1995)年、国際的な人権尊重の潮流を踏まえ、差別のない明るく住みよい泉南市の実現を目指し、「泉南市部落差別などあらゆる差別の撤廃と人権擁護に関する条例(現、泉南市人権尊重のまちづくり条例)」を施行した。この条例の精神に基づき、平成10(1998)年に「泉南市同和行政基本方針」を、平成12(2000)年には「人権教育のための国連10年」に係る「泉南市行動計画」を策定した。平成24(2012)年には「泉南市男女平等参画推進条例」が施行され、「男女平等参画都市宣言」を行った。平成29(2017)年には、本市の人権課題の現状を踏まえこれからの人権行政の方向性を示す「泉南市人権行政基本方針」を策定し、同方針に沿った人権施策を着実に推進するため、令和元(2019)年8月に「泉南市人権行政推進プラン」を策定した。

人権保育・教育に関しては、昭和50(1975)年に「泉南市同和教育基本方針」を策定し、同和教育の推進に努め、全ての人々の人権を尊重するための様々な取組を推進してきた。平成12(2000)年には、人権教育を総合的に推進するための基本的な考え方を明らかにした「泉南市人権教育基本方針」を策定し、その具体化を図る「泉南市人権教育推進プラン」を平成13(2001)年に策定した。

また「泉南市同和行政基本方針」の具体化を目指し平成13(2001)年に策定された「泉南市同和行政推進プラン」の教育分野において、同和教育行政の成果が人権に関するあらゆる問題の解決につながるよう、人権教育として再構築する必要性を明確にした。保育分野においては、人権尊重を基本とした同和行政における保育施策の基本理念を定めた。

さらに平成15(2003)年、「次世代育成支援対策推進法」が成立するに伴い、平成17(2005)年に基本的視点の一番目に全ての子どもの人権を保障することをうたった「泉南市次世代育成支援対策地域行動計画」を策定し、子どもの育ちに関わる様々な施策を展開した。この策定を契機に、子どもの権利条例検討委員会が立ち上がり、平成24(2012)年に「泉南市子どもの権利に関する条例」を施行された。この条例に基づき、すべての子どもにとってやさしいまち、子どもの権利が保障されるまちを目指している。

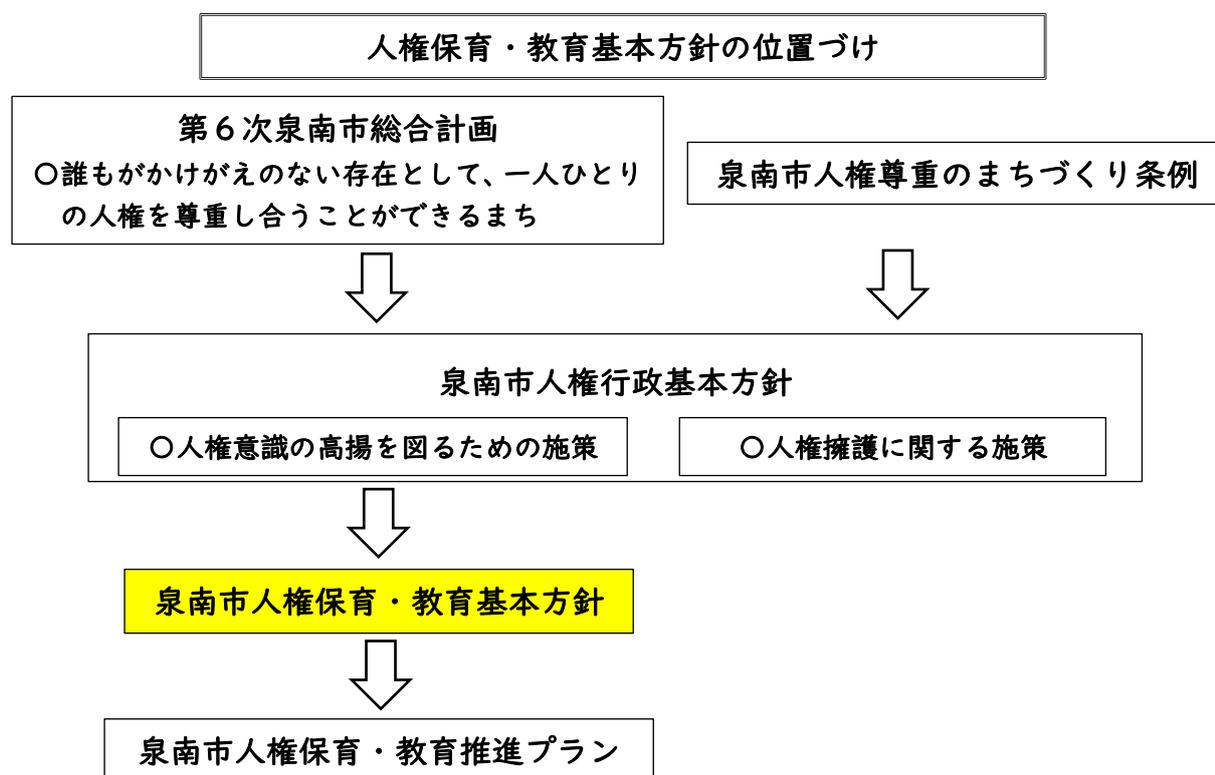
平成17(2005)年、泉南市教育問題審議会(平成16年4月「これからの泉南市の教育のあり方について」諮問)における「学校規模の適正化と施設設備の整備」の審議に関わって、部落差別意識に基づく反対意見が市民から発せられるという事象が連続的に生起した。平成18(2006)年の同審議会答申において、「これらの差別事象は、地域社会で潜在化していた同和地区への差別意識や忌避意識が、子どもの校区や土地の資産価値など自己の利害とのかかわりの中で顕在化したものである。」とし、「これらの差別意識や忌避意識は、同和地区の子どもたちの豊かな自己実現を妨げ、地域における人間関係を分断し、地域の教育力を歪めるものである」としている。そして、人権尊重のまちづくりについて、「学校園、並びに家庭・地域社会における人権教育・人権啓発は、泉南市人権教育基本方針、泉南市人権教育推進プランに基づいて推進されており、今回の差別事象を踏まえた抜本的な見直しが必要である。」としている。

この答申を受け、それまでの「泉南市人権教育基本方針」及び「泉南市人権教育推進プラン」を見直し、平成19(2007)年に「泉南市人権保育基本方針」及び「泉南市人権教育基本方針」を策定し、平成20(2008)年に具体的な計画として「泉南市人権保育推進プラン」及び「泉南市人権教育推進プラン」(2008~2012)を策定した。両推進プランは、平成25(2013)年(2013~2017の5年間の計画)、平成30(2018)年(2018~2022の5年間の計画)に改定された。

また、平成 18（2006）年から平成 20（2008）年に行われた教育問題審議会答申において新たに設置された調整区について、「今回の課題として残された『調整区』については、将来的には単一校区とするため、『調整区』の児童生徒数の動向を注視し、前の審議会答申で謳われた子どもの最善の利益を中心に据えた、新たな教育コミュニティとしての単一校区とするために十分な検証を行っていく必要がある。」としている。この答申を受け、泉南市人権政策推進本部において平成 23（2011）年に「調整区解消に係る基本方針」を策定し、その具体的実践に直結する行動計画として「調整区解消に係る人権啓発・人権教育のとりくみの推進プラン」を同年に策定した。同プランは 5 年間の計画期間を終えたが、調整区を解消するまでの状況には至らなかったため、「人権行政基本方針」及び「人権行政推進プラン」に土地差別解消をめざす取組を位置づけ、「調整区が実質的に解消されるまでの間、人権教育・啓発をはじめとする土地差別解消に向けた取組を人権政策推進本部として引き続き推進する。」こととしている。

人権保育・教育の取組を進める一方で、今日においても地域社会には様々な人権侵害が後を絶たない状況がある。近年では、インターネット上における人権侵害事象が多発していることも踏まえ、差別を許さない人権尊重のまちづくりの視点に立った総合的な推進が求められている。

人権保育・教育基本方針（以下「本基本方針」という。）は、泉南市の人権課題に照らし合わせてこれまでの取組を検証し、今後の人権保育教育の基本的考えを示すものである。本基本方針の実施に当たっては、人権保育・教育を人権尊重のまちづくりの一つととらえ、様々な人権施策との一体性・整合性に基づき、推進しなければならない。



II 人権保育・教育についての基本的な考え方

人権保育・教育の目標は、人権に関する知識・態度・スキルを獲得することによって、自らの大切さとともに他者の大切さを認め、社会生活の中で実際に起きるあらゆる差別や人権侵害の解決に向けて行動し、人権尊重のまちづくりに主体的に参画する市民の育成を目指すことである。目標に向かって、就学前保育、学校教育、社会教育において何が必要なのかを実態に基づいて明らかにし、人権施策の総合的推進の視点に立って、取組を進めていかなければならない。

ここでいう人権施策とは、人権意識の高揚を図るための施策と人権擁護に資する施策をいい、人権教育とはその中の人権啓発を含めた人権意識の高揚を図るための施策全てを指す。

III 現状と課題

(令和3年厚生労働白書より)

令和2(2020)年、世界は「新型コロナウイルス感染症」一色であった。我が国でも、1月に国内初の患者が確認され、(中略)3月に入ると小・中学校、高校等に臨時休業が要請された。4月には初めて「緊急事態宣言」が発出され、社会・経済活動は大きく制約されることとなった。こうした感染拡大防止のための措置とあわせて、「医療を守る」、「雇用を守る」、「生活を守る」の観点から、前例なき対策を含め様々な措置が講じられた。その後も感染状況は刻々と変化し、感染症との闘いは今なお続いている。

こうした厳しい状況下で、国民生活は大きな変化を強いられた。外出自粛をはじめ人と人との接触機会の減少が要請される中、仕事の面では、女性や非正規雇用労働者を中心に休業等を余儀なくされる者が多数生じたほか、テレワーク等がこれまで以上に広く実施されることとなった。家庭が「職場」になり、休校により家庭が「学校」となったことにより、家庭生活の面では男女を問わず在宅時間が増加した。その中であって女性の家事・育児負担が相対的に大きくなり、若者とともに女性の自殺、DV相談件数が増えるという事態が生じた。

長期化している新型コロナウイルス感染症の影響が、様々な形で課題として表れてきている。感染拡大防止のために実施されたテレワークや外出自粛により、人との接触機会が大きく減少する中で、これまでのように人と人とのつながることができる機会、実際に体験や経験を積む機会が減少した。また、情報化社会の急速な発展により、インターネットによるコミュニケーションによって、人生が豊かになる一方で、その使い方や表現等によって、差別や人権侵害が多数起きている。スマートフォンやタブレットなどの普及により、いつでも誰でもインターネット上にある情報に触れることができる状況となっており、全ての人が加害者にも被害者にもならないような取組を進めていく必要がある。

このような時代だからこそ、人と人が豊かにつながることで全ての人が自分と他者の存在を認め合う人権文化の創造をまちづくりの視点で推進していくことが必要である。さらに、これらの社会経済的な状況の変化が多くの人に影響を与えているが、それが顕著に表れているのが子どもたちだということを踏まえ、人権保育・教育の実践を進める際には、子どもを権利の主体と考え、生まれながらに有している成長・発達の可能性を十分発揮できるようにする必要がある。

IV 基本理念（どのような市民に どのような子どもに）

- 自分を大切にする
～自己肯定感、自尊感情、自分って大切、自分らしさを大切に、自分を知る～
- 自分の考えを持つ
～自分で考えて判断する、正しい情報を知る～
- 主体性を持って行動する
～自己表現をする、伝える、寄り添う、頼る、相談する～
- ちがいを認め合う
～多様性・他者理解、相手の気持ちに気づき共感する、相手の立場に立つ～
- 人の痛みに気づき、おかしいと言える
～おかしいことをおかしいと感じ伝える～
- 夢や希望を持ってチャレンジする
～諦めない、失敗してもやり直せる、見通す、試行錯誤する～
- 人とつながり続ける
～人との出会い、つながりを大切にする～
- しなやかなからだをつくる
～様々な感覚を感じとる・最後までやり通す～

V 基本的視点（取り組むに当たって大事にしたい視点）

I 人権を尊重する保育・教育

一人ひとりの人権が尊重される社会を実現するためには、全ての施策、保育・教育の中に人権尊重の精神が徹底されていなければならない。人権保育・教育に取り組むに当たり、子どもの人権を尊重することが基本である。子どもを育てるに当たっては、そこに関わる全ての大人が子どもの人権について認識し、自らの行為全てにおいて、人権を保障しているか、常に問い続けなければならない。

常に人権をめぐる情勢の変化に対応しながら、人権についての理解を深めていき、市民・子どものくらしそのものが一人ひとりの人権が尊重されている安心した雰囲気の中で営まれるよう、日々のまちづくり、学校・学級集団づくりの取組を大切にしなければならない。また、安心できる雰囲気づくりのためには、教育内容の創造はもちろん、安全確保、個人情報保護・管理、環境整備等が不可欠なことは言うまでもない。さらに、万一、人権侵害が起こった場合の市民や子ども・保護者への緊急の救済、相談等が市や学校、職場などで日常的に機能するような体制づくりを、人権擁護

に資する施策として進めておく必要がある。

2 保育・教育を受ける権利の保障

全ての人々が社会に参加できるために、保育・教育の果たす役割は大きい。そのためにも、保育・教育を受ける権利の保障が、性別、国籍、障害の有無や生まれた地域や育った環境によって、妨げられることがあってはならない。全ての市民・子どもにそれぞれの状況に即して保育・教育の機会均等の実現を図るとともに、学ぶ喜びを実感させ、自己選択に基づく学習と進路を保障することを通して、生涯を通じて学ぶという観点での保育条件・教育条件の整備及び保育内容・教育内容の創造に努めなければならない。

3 人権を理解する保育内容・教育内容の創造

人権尊重の社会の実現のためには、身のまわりの生活に起こる人権の様々な問題について、解決しようとする態度や行動に結び付く人権感覚・人権意識を市民・子ども一人ひとりが身につける必要がある。そのためには、人権の概念や人権問題について理解や認識を深めることはもちろん、自己肯定感や他者への信頼感を培い、自己表現力やコミュニケーション能力、他者との豊かな人間関係づくりや問題解決のためのスキルなどを学ぶ取組を推進しなければならない。

そのためにも、乳幼児期においては、人と人がつながって生きる共生社会の実現に向けて、人間関係づくり・集団づくり、からだづくりの実践が、人権保育として求められる。そして、自らの人権や他者の人権への理解、社会にある人権の諸課題(注)の解決のための教育を、発達段階に即して体系的に推進することが必要である。

(注) 人権の諸課題

国が示した「人権教育・啓発に関する基本計画」(平成14年3月閣議決定、平成23年4月1日閣議決定により一部変更)は、「人権教育の実施主体」として「学校、社会教育施設、教育委員会などのほか、社会教育関係団体、民間団体、公益法人など」を示した上で、女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、アイヌの人々、外国人、HIV感染者・ハンセン病患者等、刑を終えて出所した人、犯罪被害者等、インターネットによる人権侵害、北朝鮮当局による拉致問題等の個別的課題を挙げ、「人権教育・啓発に当たっては、普遍的な視点からの取組のほか、各人権課題に対する取組を推進し、それらに関する知識や理解を深め、さらには課題の解決に向けた実践的な態度を培っていくことが望まれる。その際、地域の実情、対象者の発達段階等や実施主体の特性などを踏まえつつ、適切な取組を進めていくことが必要である。」としている。この人権保育・教育基本方針でいう「人権の諸課題」とはここで示されたそれぞれの人権課題をいう。

VI 基本方向(取組をつくる)

I 就学前保育・学校教育

(1) 子どもをめぐる実態

社会的・経済的要因から生活の困難に直面した家庭を中心に子育ての孤立が進んでいる。家庭の中で十分に自分の思いを受け止めてもらえず、まわりの大人から認められた経験の少ない子どもがいる。そして、自分の気持ちを伝えたり、他者の気持ちを受け止めたりすることが苦手な子ども、自分に自信がなく、失敗をおそれて挑戦することをやめてしまう子どもも少なくない。

近年のスマートフォンやタブレットなどの普及により、子どもたちを取り巻く状況も大きく変化してきている。ゲームをしたりスマートフォンを使用したりする時間が長くなることで、外で遊ぶ時間が減ったり、集団で遊ぶ体験が不足したりしている。社会状況の変化、活動機会の減少が、人間関係づくりの力や最後までやり通す力の不足、体力の低下につながり、また、就寝時刻が遅くなる、朝食を摂らなくなるといった基本的な生活習慣の乱れの要因になっていると考えられる。

さらに、新型コロナウイルス感染症の影響で、人と関わる機会や出会いが減ったり、体験活動が不足したりする中で、課題がより深刻化している状況にある。

このような実態を踏まえて、子どもを権利の主体と考え、生まれながらに有している可能性を一人ひとりが十分に発揮できるように、人権保育・教育の具体的実践を進める必要がある。

(2) どのような保育・教育をつくるのか

①多様な価値観での子ども理解

人は思いを受け止めてもらえる場所があれば、人として生きていける。そのためにもたくさんの大人が関わりながら、子どもの思いを受け止める居場所をつくる必要がある。一人ひとりの思いを受け止めるためには、子どもを背景も含めて社会的存在として理解する必要がある。子どもの行動の裏には理由がある。育った環境や家庭背景、クラスの間関係など、様々な背景を含めてまると子どもを受け止めるためには、大人が自己開示しながら、多様な価値観を持って子どもと向き合う必要がある。家庭・地域、学校及び子育てに関わる全ての機関は、価値観が多様に存在している居場所でないといけない。

②豊かな感性と表現

子どもたちの感性や表現は、日々の生活や遊び、学習の中で培われる。そのためにも子どもに関わる大人が、活動等を通して子どもが感じたことに共感する気持ちで引き出し、表現していくことが重要になる。人権保育では、遊びや豊かな文化との出会いや体験を通して学んでいく中で、人と関わる力や思考力、感性、表現する力、意欲、粘り強さ、気持ちをコントロールする力などを育てていく。人権教育では、乳幼児期に育んだ力を土台として、具体的な体験活動だけでなく、出会いの中で話を聞いたり様々な教材等を読んだりする活動を通して、自分の思いや考えを表現することや、他者の考えを聞きながら多様な考えに触れることを積み重ねていくことが大切である。

③主体性の尊重

子どもの持っている力は大人を受容だけで培われるものではなく、子どもを権利の主体として尊重し擁護する姿勢が必要である。そのためには、子どもの持っている力や可能性に注目し、子どもの声を傾聴するという考え方に立たなければならない。取り組むに当たっては、子どもの自立という視点に立ち、意思決定を尊重し、そのための選択肢や情報を提供していくという考え方で行うことが重要である。

④自己の確立と集団づくり

学校だけでなく、家庭・地域でのくらしを背景にして、深いところで誰かとつながることによって、人は他者を理解し、自分を見つめ直しながら生きていく。自己肯定感や自尊感情もそのよ

うなつながりの上に立って、確かなものになっていく。人権保育・教育が目指すつながりとは、そのようなつながりである。くらしでつながる集団づくりは人権保育・教育の大きな柱の一つである。

集団づくりに取り組む際は、まず、今ある集団の分析が重要になる。また、分析に当たっては、教職員の子どもを見る視点、集団を見る視点が問われてくる。全ての子どもが人とつながって生きることを保障するためにも、確かな視点と集団分析の方法を確立しなければならない。

さらに、そのようなつながりが成立するためには、一人ひとりがくらしを見つめ、目的を持って生きる（学ぶ）、生活者としての自己が確立されていなければならない。集団づくりに取り組む際は、自己を確立した一人ひとりがつながって集団をつくり、その集団を通して自己が確立されていく、という相互的関係をおさえながら、両方の視点に立って日常的な取組をつくっていかなければならない。

かつて、集団での遊びは地域社会の中で自然発生的に成立していた。しかし、それが難しくなった今、関係機関が地域とともに協力しあって、遊びが成立する空間・時間を、子どもの安全・安心に基づいてつくり出す必要がある。

⑤具体的な場面での人間関係づくり

子どもが現実に生活するどのような場面にあっても、自分や他者の人権を守ること、自分の思いを他者に伝えること、問題に気づき、おかしいと思ったことを誰かに伝えることが、人権保育・教育を通して具体的に実現されなければならない。そのため、人権保育・教育を理念に終わらせることなく、具体的場面を通じた知識・態度・スキルを身につける取組をつくる必要がある。人間関係づくりのプログラムや教材を作成することはもちろん、日常の生活や集団での遊びを通して、時にはぶつかりあいながら、子ども一人ひとりの願いを実現するためのルール確立や他者への思いやり、人とつながる力や意欲、創造力を身につけていく活動を意識的につくっていく必要がある。

⑥出会い

人は、厳しい社会的背景や生活実態の中にあっても、出会いを重ねて人から学び、時には力をもらい、自らの未来を切り拓いていく。その意味において、就学前の関係機関や学校は、家庭や地域、保育所から高等学校までを含めた様々な校種、関係機関などと連携しながら、全ての子どもに、異年齢・異世代の交流を含めた多様な人との出会いの場を保障していかななければならない。その中で、子どもが信頼に基づいて、他者に関わり、社会に関わる中で、自らの価値に気づき、生き方を確立することにつながる内容を創造する必要がある。

⑦自らが追求していく学習

人権保育・教育を「差別はいけない」ことを教え込むだけの学習に終わらせてはならない。人権保育・教育を進めるに当たっては、体験や聞きとり、ワークショップなどを通して、子ども一人ひとりが自分に重ねながら自分自身の考えを持つための工夫を行うこと、そして、自分の考えを全ての子どもが出し合える雰囲気づくりや授業づくりを行うことや、お互いの考えを出し合いながら、人々の営みの中にある真実や自らの生き方を追求していく内容にすることが必要である。そのためにも、日常の集団づくり・授業づくりの在り方が大切にされなければならない。

⑧人権の諸課題

人権の諸課題を背景に生きる子どもが自己肯定感・自尊感情を持って自らの生き方を確立するため、また、その子どもとともに生きる周りの子どもが人との出会いを通して自らの生き方を考えていくために、人権とは何かについての概念理解や人権の諸課題をテーマにした取組を発達段階に応じて進めていく必要がある。

そのためにも子どもの権利、男女平等、障害者理解、国際理解など、就学前から取り組むべき人権の諸課題もあるため、共生の視点に立って、子どもが楽しみながら体験していくという視点が重要である。また、今後子どもが社会問題としての差別や人権侵害に対して行動できる力をつけていくためにも、身近なもの・こと・人に興味・関心を持ち、積極的に働きかけていくことのできる保育に取り組む必要がある。小学校の低学年では、生命の大切さと自分と家族との関わり、自分と集団との関わり及び自分と社会との関わりの3つの領域に人権教育を分類する中で社会との関わりを意識させていくことが求められる。さらに小学校高学年からは、そこまでに培ったことを基にして社会の仕組みにまでせまりながら、子どもの人権、部落問題、男女平等、障害者、在日外国人・国際理解の5領域と様々な人権課題を視野に入れ、人権の諸課題について取り組んでいく必要がある。

⑨自主活動

学校教育の目標は、社会を担う人間を育てていくことにある。人権尊重のまちづくりに主体的に関わる市民につなげていくためには、泉南市子どもの権利に関する条例第4条にある「子どもの意見表明と参加」を子どもに関わる大人が常に意識することが大切である。そして、自分たちの学校は自分たちでつくるという自覚を常に子どもがもてるような活動をつくる必要がある。学校の中のいじめや人権侵害を解決するためには、当事者間の問題に終わらせることなく、そのような問題を許さない学校づくりに全ての子どもが積極的に参画することを通して、一人ひとりが傍観者にならないための取組が展開されなければならない。そのためにも、人権尊重の学校づくりに子どもが自分たちの学校を担うことを意識しながら参画できる自主活動を、日常的につくる必要がある。

⑩食育・からだづくりと基本的な生活習慣の確立

からだのところは対のものである。様々な感覚を感じるからだと大人からの働きかけによって、人は言語をはじめとする様々な感情表現の方法を獲得していく。

疲れたからだは他者の思いを受け止めることはできない。受け入れるからだができていると他者の話に集中できず、学びも成立しない。人権保育での遊びを通してからだを動かす心地よさを知り、様々な感触を楽しむ取組や、人権教育での遊びや運動、音楽を通してからだを動かす心地よさや人に働きかける喜びを知る取組は、人を受け入れるしなやかさや最後まであきらめずにやりとおすからだをつくるという点で重要な意味を持つ。

からだをつくる基本は食であり、食の保障は子どもの人権の保障である。食べることは意欲の基本になり、食事は人と人をつなげる場でもある。そのためにも、家庭・地域・関係機関とつながりながら、子どもや保護者に、栽培活動も含めた多様な食との出会いや体験を保障する教育条件をつくる必要がある。

基本的な生活習慣の確立は、一日のスタートから、意欲的に他者を受け入れ、自らを表現しようとするからだをつくりだす。さらに規則正しい生活リズムによって、時間の感覚がからだの中に獲得されていく。時間の感覚は、見通す力や順序立てて整理する力、すなわち論理的思考を生み出すだけでなく、目的に向かって何をしなければならないか、どう生きるかを考える力につながっていく。このように基本的な生活習慣の確立は、一人ひとりがくらしを見つめ、目的を持って生きる（学ぶ）、生活者としての自己を確立していくという点で、人権保育・教育の重要課題の一つである。

(3) どのようにするのか

①実態把握⇒目標設定⇒方針化⇒取組⇒総括

取組をつくる際には、実態を明らかにする必要がある。実態とは背景の分析まで含んでいる。人権保育・教育に取り組むに当たっては、子ども自身の実態を大切にすることはもちろんであるが、取組の出発点として、子どもをとりまく家庭や地域の人権意識まで考慮に入れておく必要がある。正しい方針は確かな実態把握から生まれる。必要な場合は実態調査を実施するなどして、この段階を最重要段階としてとらえる必要がある。

目標については、人権教育を通してどんな子どもになってほしいのかという理念を確立した上で、実態から出発して実現可能であり、具体的かつ結果測定可能な設定が必要である。目標設定が行われたら、その実現のために何ができるかを考え、スケジュールを立て、方針化を行う。取組終了後には目標に照らし合わせた総括を行い、できたこと・できなかったことを明らかにし、その上で原因を分析して、新たな取組の目標設定、方針化につなげていく PLAN⇒DO⇒CHECK⇒ACTION のサイクルが必要である。

②共通認識を図る会議の実施

人権教育は、子どもをとりまく大人のつながりの中で実現される。つながりが機能するためには、多様な価値観を出し合いながら、子どもの見方や取組の方針に関して共通認識をつくりあげていく必要がある。そのためにも、会議に参加した一人ひとりが自らの意見を表明でき、さらに表明された多様な意見が参加者全員の納得のもとでまとめられていくよう、会議の在り方を工夫する必要がある。

③組織的・総合的な取組

人権保育・教育は全ての保育・教育の基本であり、常時根底に流れ続けるものである。したがって、人権保育・教育は各学校園所において、組織的・総合的な取組として実現されなければならない。人権保育・教育に関する計画は、各学校園所の全体計画の柱に位置づけられていなければならないし、各学校園所の人権保育・教育に関する組織は、各部署・部門の責任者が入った中心的組織でなければならない。その意味で、指導的役割を果たす人権保育・教育担当者は、推進体制の要であるとともに、人権侵害が生じた場合の子どもや保護者への迅速な対応、相談活動を担う役目がある。

④保幼小中のつながり

子どもは、保育所・幼稚園・認定こども園から、小学校、中学校へ学習の場を移しながら成長

していく。各学校園所の取組が自己完結することなく、子どもの成長過程全体を視野に入れた人権保育・教育を想定し、発達段階に適した学習活動を計画する必要がある。そのためには、各学校種間における学習計画に関する調整や相互協力、相互研修を目的とした連携が必要となる。地域教育協議会などの活動を通して日常的なつながりをつくっておくことが、子どもの人権を守るため、連携した取組を緊急に行うときのためには欠かせない。そして、各学校園所での取組を高等学校へもつないでいく必要がある。

⑤カリキュラム・教材づくり

人権保育・教育を理念で終わらせてはならない。全ての家庭・地域・関係機関・学校において、人権保育・教育とは何かという共通認識の上に立って、具体的に展開されなければならない。とりわけ、学校においては学習が体系的に行えるよう、地域や子どもの状況等を踏まえながら、各教科や道徳、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動の中に人権学習を位置づける必要がある。実施に当たっては、教育委員会はもちろん、各学校においても、泉南市人権教育研究協議会・泉南市在日外国人教育研究協議会をはじめとする人権保育・教育研究団体などつながりながら、各地の実践の情報収集を通して独自のカリキュラム・教材を開発していく必要がある。その際、参加・体験型学習や探究的活動などの学習形態や手法等を取り入れるなどしながら、主体的な学習が促されるよう工夫しなければならない。

⑥研修

人権保育・教育の推進に当たっては、指導者である教職員自身が人権及び人権問題に対する深い理解と認識を持つことはもとより、日常の教育活動が、人権が尊重された保育・教育として行われることが必要である。そのために、教職員自身によるたゆまない自己研鑽が求められると同時に、子どもと接するときの日ごろの姿勢が重要となる。豊かな人権意識・人権感覚を持ってあらゆる保育・教育活動を展開し、子どもへの人権学習の指導が円滑に実施できるよう、教育委員会はもちろん各学校園所においても、泉南市人権教育研究協議会・泉南市在日外国人教育研究協議会をはじめとする人権教育研究団体などと連携し、教職員研修の充実を図らなければならない。なお、研修の手法については、知識伝達型にとどまらず参加体験型研修を取り入れるなど、研修成果が日常の指導実践に直結するよう工夫する必要がある。

⑦保護者・地域の参画

子どもの生活は、学校における生活と共に家庭や地域社会において営まれている。たとえ各学校園所で人権の重要性について学習したとしても、生活の基盤をおく家庭や地域において、学習の成果を肯定的に受け止める環境が十分に整っていなければ、人権保育・教育の成果が、知的理解を超えて人権感覚に結びつくことは難しい。人権感覚の育成には、各学校園所での人権保育・教育を肯定的に受容するような家庭や地域の基盤づくりが必要である。

さらに本市では、古くからある地域共同体と新しい住民との交流の課題が、様々な地域やそこに住む人々に対する見方につながり、部落差別意識や伝統的な地域共同体どうしの見方に加えて、新たな地域コミュニティの課題として浮かび上がっている。そのような大人の意識が、子どもどうしのなかまへの見方に反映され、学校での集団づくりの取組を困難にさせている。

このような現状に対して、保護者や地域の人々が各学校園所の人権保育・教育へ参画すること

によって、家庭や地域を人権尊重のまちづくりの主体につなげていくことが求められる。そのためにも各学校園所において、PTAの中に人権啓発委員会等を組織しながら、人権という視点からPTAの活動や研修に取り組んでいくことが大切である。

また、各学校園所は常に、家庭・地域に情報を提供し、理解と支援が得られるよう努めるとともに、各学校園所における保育・教育活動が人と人との豊かなつながりを広げるまちづくりの核となるという視点を日常的に持ち続ける必要がある。

さらに、そのようなつながりをつくることで、学校や家庭、地域において、虐待、暴力、いじめ、差別等の人権侵害から子どもを守るという視点を持つ必要がある。その中で、救済システムはもちろんのこと、子ども自身が子どもの権利について学ぶことで人権侵害に気づき、相談できる体制づくりに努めなければならない。

⑧NPO等民間団体、研究団体等との連携

人権を守り人権尊重の社会を支える活動をしている人々との出会いを通して、子どもは人権課題と真摯に向き合いながら、自らを見つめ直し、自分の生き方を考え始める。人権保育・教育が教職員の限られた知識や経験の中で進められ、「差別はいけない」という一般理念を教える知識中心の指導だけに陥らないためにも、人権に関して造詣の深い市民、NPO、研究団体、有識者などの外部の人材、団体を有効に活用して人権保育・教育を推進していかなければならない。

2 社会教育

(1) どのような視点でつくるのか

①人権尊重のまちづくりの主体形成

第6次泉南市総合計画におけるまちづくりの方向の柱の1つに『ひと』を育てる、輝かせる』がある。計画の中で「誰もがかけがえのない存在として、一人ひとりの人権を尊重し合うことができるまち」を目指すことが示されている。そのために「性別や年齢、国籍等を問わず、誰もが個性と能力を発揮しながら、共に暮らし、活躍できる人権尊重・平和・多文化共生のまちづくりを推進」することがうたわれている。

人権問題は、誰かが解決してくれる問題ではない。解決のためには、行政が中心となり、市民一人ひとりが人権尊重のまちづくりの主体として形成されなければならない。そのためには、生活者である市民が自発的にまちづくりに参画できるシステムを構築しながら、自分たちのまちは自分たちでつくるという自覚のもと、一人ひとりが人権の課題を自分のこととして考え、自分の生き方に返すことで自己実現できるような取組を構築していかなければならない。

②生涯を通じて学ぶ

誰でも、いつでも、どこでも学べる社会づくりとして、生涯にわたって学習機会を保障するという視点を欠かすことはできない。家庭、学校、職場、社会といったあらゆる場と機会を通じて、誰もが学びたいときに学びたいことが学べるように、多様な情報や機会を提供し、学びの相談に対応できる体制を整備する必要がある。

③次世代育成

子どもは、次代を担う社会の未来であると同時に、大人と共に社会を構成するパートナーであ

る。その意味で、子育ては、保護者を中心に、社会全体が担わなければならない。次世代育成という視点で、地域教育協議会など中学校区の教育コミュニティづくりを通して、子どもを中心に地域の全ての人々がつながりながら、人権尊重のまちづくりを進めていく必要がある。

教育コミュニティとは単なる地域コミュニティではない。人権尊重の視点に立ち、伝統的な地域コミュニティの良さは生かしつつも、そこから疎外されてきた人々の存在を見つめなおし、新しい住民の参画も促しながら、子どもを中心に新たなつながりをつくる、という視点が重要である。すなわち、性別、国籍、障害の有無や生まれた地域や育った環境によって教育を受ける権利や学力・進路が保障されない子どもを一人でも生み出してはならない。そのためにつながる地域住民のコミュニティが教育コミュニティである。

さらに、教育コミュニティの創造に当たっては、就学前保育、学校教育、社会教育、児童福祉に関わる人々のネットワークを創造するという視点、活動への参画を促すことを通して人材育成を図っていくという視点も欠かせない。中でも、PTAが学校、家庭、地域社会の連携に積極的な役割を果たすことで、学校づくりはもちろん、人権尊重のまちづくりの主体となることを自覚できるよう、活動の活性化を目指すとともに、情報・学習機会の提供、研修参画の促進を図ることが大切である。

④男女平等参画

学習機会の保障や学習を通じた社会参加・参画が、あらゆる世代において、男女を問わず実現されなければならない。そのためには、常に社会参加・参画の実態を把握しながら、男女平等の取組を推進する必要がある。

⑤人権の諸課題

人権教育は社会の中にある人権の諸課題の解決に結び付かなければならない。子どもの人権、部落問題、男女平等、障害者、在日外国人・国際理解などをはじめとする人権の諸課題には、それぞれに共通性と独自性が存在している。したがって、取り組む領域が人権の諸課題それぞれに及ぶよう、偏りがなく常に点検し、学習テーマを設定する際は、領域が学習者に明らかになるよう、工夫しなければならない。

(2) どのようにするのか

①学習機会の提供（啓発・研修）

市民が人権及び人権問題について学習する中で自分の生き方に重ねながら自己実現できるよう、さらに、人権尊重のまちづくりの主体を確立することで様々な人権問題の解決を実現できるように、学習意欲を喚起し、自発的な活動を促進する啓発・研修に取り組まなければならない。

その際、性別、国籍、障害の有無や生まれた地域や育った環境によって、学習機会の提供、広報、啓発が妨げられる市民が一人としてあってはならない。そのためにも、各関係諸機関が学習者と個別の信頼関係を地道に築き、それを一つずつ紡いでいくことでネットワーク化を図り、広げていきながら、学習権を保障していくことが重要である。

また、生涯を通じて学ぶことができる各種講座については人権啓発活動とのリンクを視点におき、全ての取組について人権の視点からの充実を図らなければならない。

②社会参画の確立

日常生活において読み書きの困難な非識字者がなお存在している事実に加えて、近年の国際化の進展に伴って、日本語の読み書きはもとより、社会生活を送るうえで必要な日本語会話が困難な人々が外国から移り住んできている。このような状況の中、識字の定義は、単に読み書きができるということにとどまらず、時代とともに移り変わっている。平成15(2003)年から始まった「国連識字の10年」では「社会生活を営むための基礎的な力や進歩する社会に主体的に参加するための知識や技能を習得するとともに、生涯学習の基盤となって個人や地域社会を活性化するもの」としている。現在、地域社会において識字学級や日本語教室が開設されているが、その視点に立って、これまでの成果を活用しつつ、学習機会を充実する必要がある。

その際、関係諸機関及びボランティア団体等とのネットワーク化を図りながら、非識字の全ての人への広報・啓発活動や相談の充実に努めていくことが必要である。また、識字に関わる問題は、基本的人権に関わる問題であることを市民全体が認識すべきであり、その視点からの広報、啓発も欠かせない。さらに、非識字の状況にあっても社会生活に不自由することがないように、識字のバリアフリー化などに努める必要がある。

また、府・周辺地域や地域の関係団体等とも連携しながら、障害のある人とない人が共に参加する機会や、高齢者と他の世代が交流する機会など、障害の有無、世代等を越えた交流や学習の拡充にも努めなければならない。

これらの、住民の自立支援、交流及び相互理解をベースとした成人基礎教育を核として、誰もがいつでもどこでも学べる社会の実現を目指して、就労や地域参加など、生涯を通じて社会参加できる施策を全市的に展開する必要がある。

③指導者の育成

社会教育関係職員のみならず行政職員及び教職員は、職場や地域で、豊かな人権感覚と正しい知識に基づいて人権保育・教育を進める主体とならなければならない。人権や人権問題について理解するだけにとどまらず、指導方法や教材づくりのスキルを獲得しながら、誰もが職場や地域の中での研修の指導者となれるような指導者育成の視点に立った研修を実施する必要がある。また、地域社会を基盤として活動する社会教育関係団体は、地域社会における人権教育の推進にとって重要な役割が期待されている。人権の視点を踏まえた団体活動を展開し、人権問題の解決に向けた学習活動に取り組めるよう、指導者養成のための研修の充実を図る必要がある。

さらに、PTA、NPO等民間団体、各種ボランティア団体、様々な自主的活動を展開している市民グループなどを視野に入れ、様々な市民が人権尊重のまちづくりに向かって、地域の中で指導者としての役割を果たすことができるよう、育成のための取組を推進していかなければならない。

④学習内容・教材の工夫

教材の開発・整備に当たっては、全ての人権の諸課題を視野に入れて作成する必要がある。その際は、市民・地域社会の実態を踏まえて、体系的な理解の促進を図り、学習者用及び指導者用の目的に応じて作成しなければならない。

人権尊重のまちづくりの主体形成のためには、講義型学習による人権問題の理解にとどまらず、その解決のための行動力を育成するためにワークショップや実技研修などの参加体験型学習を

柱に展開していく必要がある。そのことを取り入れた学習内容・教材の工夫を図り、研修の充実に努めていかなければならない。

⑤ NPO等民間団体、研究団体等との連携

今日、地域社会で生起している人権侵害や差別事象は、様々な要因が重なって表出している。したがって、その解決には、教育とまちづくりの一体性、行政、人権関係団体、市民との協働関係の構築が不可欠である。人権尊重を基軸として活動し、人権啓発を推進する市民組織の泉南市人権啓発推進協議会、岸和田人権擁護委員協議会泉南市地区委員会、泉南市人権協会、泉南市事業所人権推進連絡会、泉南市人権教育研究協議会、泉南市在日外国人教育研究協議会と連携しながら、全ての人権の諸課題の解決に結び付く人権尊重のまちづくりに向けて、人権施策を総合的に推進していかなければならない。

一方で、保護者等の自主活動グループやNPO、ボランティア活動団体、民間団体等との連携、支援を通して、全ての市民の自己実現を図りながら、地域の草の根的な人権活動の活性化に努め、まちづくりを推進する必要がある。

⑥ 拠点としての社会教育施設・公共施設

公民館や図書館、体育館等の社会教育施設については、社会教育における人権教育推進の拠点として、市民の多様なニーズに対応しながら、人権教育の具体的発信の場としての機能、役割を充実させなければならない。そのために、各施設において、人権教育推進指針等を策定するとともに、人権啓発担当者を置きながら、住民の人権学習を組織的に進めることが必要である。特に市民交流センター、青少年センターについては、地域住民の部落問題解決の願いの中で推進されてきた同和施策・人権施策の経緯を踏まえ、人権尊重のまちづくりのための住民交流の促進、人権教育と人権に関する情報の発信、人権尊重の理念を踏まえた学習、学びを通しての社会参加など、人権尊重のまちづくりの拠点となるべく、更なる充実を目指していかなければならない。

3 総合的推進

(1) 実態把握

現存している人権課題の要因は多岐にわたっている。人権尊重のまちづくりを実現するためには、人権施策に関する行政、市民組織全てに関わって、総合的な取組を構築していく必要があり、今後、教育とまちづくりの一体性がますます重要になる。そのため、市長部局、教育委員会が一体となって、全庁的、全市的な人権施策を総合的に実施しなければならない。そのためにも泉南市人権政策推進本部の総合企画調整機能の充実に努めなければならない。

総合的推進を実現するためには、正確な実態把握が不可欠である。さらに、把握した実態は総合的な視点で分析し、多岐にわたる要因を明らかにしなければならない。実態については、市民意識並びに生活・学力等の実態調査から把握することはもちろんであるが、相談事業や現実にある人権侵害・差別事象の分析などからの把握も必要である。そのためにも、人権侵害・差別事象に対する緊急対応体制としての泉南市人権政策推進本部の実効的機能が、人権擁護に資する施策としてはもちろん、人権教育の推進という観点からも重要になる。

(2) 取組の点検と方針化

総合的推進を実現するためには、検証システムも総合的につくる必要がある。そのためにも学校をはじめ、人権教育に取り組む各部署、人権関係団体・研究団体等が自らの取組を総括するのは当然のことであるが、全市・全庁的にも人権教育推進について点検機能が必要である。部局や団体によっては専門的に取り組むべき人権課題が存在している。しかし、総合的に見た場合、取り組んだ人権課題の領域が偏ることがあってはならない。また、人権尊重のまちづくりへの主体性を確立するためには、人権教育の手法が知識伝達の講義型に偏っていないか、教育内容が知識・態度・スキルの全てを獲得できる内容になっているか等の点検も必要である。何よりも本基本方針を具体的施策に生かすために、人権保育・教育基本方針推進委員会を組織し、各部署の計画・進捗状況について総合的に点検・総括する必要がある。取組の点検・総括を行うことで、そこから総合的推進の方針を導き、取組を活性化させることが重要である。

(3) 条件整備と内容創造への積極的支援

各学校園所や人権関係団体・研究団体等が本基本方針に基づき取組をつくる際には、行政は条件整備についても、総合的な推進という視点から支援していかなければならない。また、人権尊重のまちづくりについて、人権に関して造詣の深い市民、NPO、研究団体、有識者などの外部の人材、団体に協力を求め、支援も不可欠になる。

さらに、教育内容についても、取組を真に推進させるためには、総合的な連携・協力を求めながら、行政が中心になって具体的モデルを示し、関係機関や学校、人権関係団体・研究団体等を支援しなければならない。その意味で、本基本方針にもとづく推進プランの作成に当たっては、基本方針の理念が具体的実践に直結するような道筋が明示されなければならない。